

## (仮称) 島田市認定「ひんやりスポット」の設置について ～ 危険な暑さから市民を守る取組を強化します～

(健康福祉部健康づくり課)

近年の危険な夏の暑さから市民を守るため、一時的に暑さから避難するクーリングシェルターの設置に加え、地域の公会堂などを、誰でもゆっくりと休息できる「ひんやりスポット」として、その設置に取り組んでいきます。

「ひんやりスポット」は、日中、地域の高齢者等が集まり涼みながら歓談するなど、居場所として活用することで、介護予防や認知症予防などの効果が期待できます。

また、「ひんやりスポット」の開設に伴い発生する電気代について、補助制度を検討していきます。

### 【ひんやりスポットの概要】

#### \*設置期間・時間

・令和7年6月1日～9月30日

午前9時～午後5時の間で施設の都合により開設する。

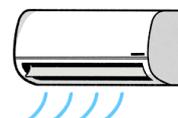
#### \*設置要件

・地域の人なら誰でも、気軽に利用できること。

(公民館、公会堂など…しまトレや居場所、ふれあい等と同時に開設した場合も可。)

#### \*期待される効果

- ・熱中症リスクからの回避
- ・利用者の介護予防、認知症予防、地域の活性化
- ・家庭での消費電力の低減



### 【補助制度について】

#### \*対象経費

・「ひんやりスポット」開設時のエアコン使用に係る電気代

#### \*補助対象

・自治会や町内会など

問合せ先：健康づくり課  
健康支援係  
TEL(0547)34-3281